

## 西宮市すこやか健康診査実施要綱

### (目的)

第1条 西宮市民の生活習慣病の予防・早期発見することにより、市民の健康管理に資することを目的とする。

### (対象者及び受診回数)

第2条 当該年度20歳から39歳の西宮市民で、他で健診受診機会がなく、おおむね過去1年間健診(健康診査・健康診断)の受診歴がない方で、かつ生活習慣病の治療中でないものとする。

2 受診回数は、同一者について年度に1回とする。

### (実施機関)

第3条 市が委託する検診機関において実施する。

### (健診内容)

第4条 健診の内容は、次のとおりとする。

(1) 問診

(2) 血圧測定

(3) 身体計測、腹囲測定

(4) 尿検査(糖、蛋白、潜血)

(5) 血液検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、AST(GOT)、ALT(GPT)、 $\gamma$ -GTP、ヘモグロビンA1c、血糖、血清尿酸、血清クレアチニン及びeGFR、貧血検査(血色素量、赤血球数、ヘマトクリット値)、白血球)

(6) 心電図検査(12誘導)

(7) 胸部X線撮影

### (健診委託)

第5条 前条の検査内容、結果判定、結果通知及び事後指導、報告等について、健診実施機関等に業務委託する。

2 市は、別に定める業務委託契約により委託料を支払う。

### (受診方法)

第6条 受診希望者が直接実施機関へ申込み、受診をする。

### (健診費用)

第7条 すこやか健康診査の自己負担金は、1,500円を検診当日に実施機関で徴収する。ただし、次の各号に該当するものは、自己負担金を徴収しないものとし、受診前に市に申請し、「無料受診票」の交付を受けた後に受診するものとする。

(1) 生活保護法第11条第1項に規定する保護を受けている者

(2) 市県民税非課税世帯に属する者

(結果通知及び事後措置)

第8条 結果通知は、4週間以内に速やかに受診者に通知する。精密検査を要するもの者に対しては、医療機関への受診勧奨を行うとともに、健康講座、健康相談会等を開催し、医師、栄養士、保健師等による適切な助言及び指導を行う。

(精密検査に要する費用)

第9条 精密検査及び治療等に要する費用（保険診療）については、受診者が負担する。

(健康診査の周知)

第10条 市は、市政ニュース等により広報及び周知を行う。

(記録の整備及び秘密の保持)

第11条 健康診査の記録は、氏名、性別、年齢、住所、健診結果、精密検査の必要性の有無を記録するものとする。

2 この要綱によるすこやか健康診査の実施に従事した者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するものとし、実施に関して知り得た市民の個人情報を他に漏らしてはならない。

(規定外事項)

第12条 この要綱の定めのない事項については、市長がこれを定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日より改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成14年4月1日より改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日より改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日より改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日より改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日より改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日より改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日より改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日より改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日より改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日より改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日より改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日より改正して施行する。